別表４　補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.区分 | | 2.配分基礎単価 | 3.単位 | 4.対象経費 |
| ①　既存施設のユニット化改修 | | | | 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする｡)  　ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
|  | 「個　室　→　ユニット化」改修 | 1,300千円 | 整備床数 |
| 「多床室　→　ユニット化」改修 | 2,600千円 |
| ア　特別養護老人ホームのユニット化  イ　介護老人保健施設のユニット化  ウ　介護医療院のユニット化  エ　介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院又は認知症高齢者グループホームに転換される施設のユニット化 | | | |
| ②　特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 | | 800千円 | 整備床数 |
| ③　介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費 | | | |
|  | ・介護老人保健施設  ・介護医療院  ・ケアハウス  ・有料老人ホーム  ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室  ・認知症高齢者グループホーム  ・小規模多機能型居宅介護事業所  ・看護小規模多機能型居宅介護事業所  ・生活支援ハウス  ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第５条第１項の登録を受けた賃貸住宅 | 創設  2,440千円 | 転換前床数 |
| 改築  3,020千円 |
| 改修  1,220千円 |
| ④ | 介護施設等の看取り環境の整備 |  |  | 特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費ついては同上。設備については、需要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 |
|  | 特別養護老人ホーム | ３,820千円 | 施設数 |
|  | 介護老人保健施設 |
|  | 介護医療院 |
|  | 養護老人ホーム |
|  | 軽費老人ホーム |
|  | 認知症高齢者グループホーム |
|  | 小規模多機能型居宅介護事業所 |
|  | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
|  | 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの） |

備考　府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注１　いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

注２　在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外